

2018 年度 事業報告

(特非) 地域ネットくれんど

18 事業報告の概要

はじめに

18年「7月の豪雨災害」により、多くの尊い命が失われ、被災後、仮設住宅に住まわれ、未だに復興に追われている方が多くおられる中、町民のみなさんは復興に向けて一步ずつすすんでいるところである。あの災害時には、くれんどとして、何ができるかを模索しながら、微力であるが、できる範囲内で安浦町のお手伝いをしたところである。また、くれんども災害後、業務を縮小しながらでも少しずつ通常に戻し、18年の暮れにはほぼ通常の業務に戻った。ただ、この「7月豪雨災害」によって業務への影響は大きく、くれんど全体への収益に響いている。それでも、くれんどは新たな事業をはじめ、地域に根ざした事業の展開等、前進している。

1. 政策／経営環境

18年度からの医療報酬・介護報酬の改定、障害福祉に係る基本指針・福祉計画の改定があり、公助・共助から、地域におけるさらなる互助・自助体制への移行、そして、基本報酬は減額し、先に述べたように7月の豪雨災害により、収入は減少した。

2. 事業／理念

当法人の目指すところは、地域に根ざした「行くところ」「やること」「帰るところ」を作ることにある。

(1) まず、18年度の重点目標である「①緊急時支援と、一人ぐらし、グループホームの伴走支援を軌道に乗せるなど、「地域生活支援拠点事業」を充実させ、他の市内3エリアのモデルとする」についてである。グループホームは、開所まで住居の整備等を行い、4月にスタートさせたが、いざ、住んでみると、あちこち整備が必要となった。一つずつ改善していき、4名の利用者は、我が家としてグループホームを生活の場とし、地域との関係づくりもすすんでいる。しかし、グループホームのニーズは高く、次に希望する利用者は多く、第2・第3のグループホームの中長期的な構想を19年度には計画する必要がある。

(2) 「地域生活支援拠点事業」は、6月に「まるごとネット呉東」として、4エリアの中の一つであるくれんどが呉市から認可を受けスタートさせた。この事業は『障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築』するという目的を持っている。くれんどでは、3年間呉市の自立支援協議会の事務局を担ってきたが、さらに本事業をすすめることは大きな責任の中での事業であったが、くれんど全体の協力により、この1年を無事に終えることができた。なお、19年度は、くれんどがすすめている「地域生活支援拠点」「まるごとネット呉東」を「まるごとネット安芸灘」（安浦・川尻・仁方・安芸灘エリア）と名称を変更し、その他の3エリアは「まるごとネット昭和」（焼山・天応・吉浦エリア）、「まるごとネット中央」（中央宮原・警固屋音戸倉橋エリア）、「まるごとネット東」（郷原・広・阿賀エリア）」となる。これで呉市の4エリアが揃い、くれんどの悲願であった呉市において4エリアごとにワンストップの支援がスタートすることとなった。18年度は、エリア外の緊急時支援を行ったが、今後、まるごと安芸灘の緊急時支援を充

実させるためにも、体制強化が必要である。

- (3) また、4月には「居住支援法人」の指定を県から受けた。これは、くれんどがこれまでも住宅確保要配慮者に対する支援を行ってきたものが事業として行える（国からの予算は2年間）こととなったものである。この事業は、くれんどのエリア内の住宅の確保に特に配慮を要する者等を範囲として、相談、賃貸人とのマッチング・同行、見守り・安否確認等である。18年度は、住宅リフォームや民間アパートへの入居支援を行った。なお、これまで課題であった、低所得者の保証人の問題等については「高齢者住宅財団」と家賃債務保証制度等（連帯保証人を担う）の提携を行った。しかし、障害者の入居に対する壁はある。社会や地域状況をみれば、空き家は増えており、有効活用したいという大家や不動産会社は居る。今後、どうすれば安心して貸してもらえるのか、公営住宅の保証人問題から解決していく必要がある。
- (4) 子ども・地域食堂については、18年度中に関係団体との協働及び豆ナ茶屋での実施に向けて、一定程度の目途が立ち、19年度には安浦会館と安登の豆ナ茶屋で実質的にスタートできる状態になった。
- (5) 2つ目の「当事者本位とは何か、自立生活とは何か、ピアサポートとは何か、伴走支援とは何か等々あらためて学習する機会をつくる。そのために、「自立生活体験プログラム」を当事者センターといっしょに実施する」については、CILびんごの自立生活プログラムにくれんどから当事者3名が参加した。しかし、自立生活の先駆者である当事者が19年度、他の地域に移転するという事態が持ち上がった。結果として、当事者と家族との話し合いによって他地域への移転はなくなったが、くれんどとして、果たしてこれまで当事者モデルと言いながら、当事者主体のモデルであったか、くれんどがルールを敷いていたのではないか、当事者の主体性がどうだったのか等について、ホームサポを中心に総括を行った。今後、当事者主体の自立生活とは何か、当事者の社会的立場の自覚とは何か等、他の先駆的に活動している団体等への連携・交流を図りながら自立支援プログラムの再構築を図る必要がある。また、子ども・家族支援センターにおいて療育も必要だが、活動の中で子どもの主体的な活動とは何か、参画とは何か等、子ども達と一緒に考える機会を設け、将来の生活に向けた取組が必要である。ポラーノ広場が行っている「同窓会」は一つの取り組みである。なお、当事者会やちらくれん等についても早急に今後の方向性を出せるようくれんどとしても支援していく必要がある。さらに、重度訪問介護の体制の充実を図りながら、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう訪問看護センター等の構想もすすめる必要がある。
- (6) 3つ目の「当事者のやりがい、所得（工賃）アップと、なおかつ、障害者から地域の将来をデザインできるような、諸事業のステップアップをはかる」については、地域協働において「配食」「便利屋」「豆ナ茶屋」「野菜市」「パン工房 BROTO」「雑貨の販売」「プリント工房のエコバッグ」等々、様々なメニューを通して、利用者のやりがいや役割を見つけ、障害者から地域をデザインするという更なる一歩を歩んでいる。また、これらのメニューは着実に地域に浸透しはじめ、利用者の工賃アップにもつながった。これは、日々の事業はもとより、18年の「7月豪雨災害」時に、ジョバンニ厨房から市民センターへの食事提供から「BROTO」、「豆ナ茶屋」の早期開店、また、ボランティアセンターでの当事者によるボランティア活動等、地域への貢献は「共に生きる」への一歩となった。さらには、カンパネラの「就労定着支援」が19年2月から事業として開所すること

となった。しかし、地域のニーズや全体の組織体制を見た時、「だれも取り残さない」ことを中心に据えながらも、メニューの見直しが求められている。

3. サービス／技術力および組織／人財の確保・育成

- (1) 事業を支えるのは人であり、組織である。18年10月に2019年4月付けのセンター長の人事異動を発表した。18年度3センター（地域生活支援センター、子ども・家族支援センター、地域協働センター）から5センター（相談・緊急支援センター、居宅支援センター長、共同生活支援センター、子ども・家族支援センター、地域協働センター）に組織改編を行った。しかし、事業の拡大（地域生活支援拠点事業や居住支援法人の認可及び事業開始、GH「ホームかぶかぶ」を開所）により組織内外に分かりづらさやこれに伴う職員の増加、さらに組織を強化するため、今後を見据えて3センター（地域生活支援センター、子ども・家族支援センター、地域協働センター）に戻し、地域生活支援センターの中に相談・緊急支援部門、居住支援部門、共同生活支援部門と、これら3部門を統括するセンター長を置くこととした。また、18年度は、「車両管理規程」を設けることができた。これは、利用者を守ることは言うまでもなく、運転者の安全を図ることが目的である。この規程によって、法人車はもとより、私用車を使わざるを得ないくれんどの実態から少なからず、私用車への経済的支援や運転者を守るための規程ができた意義は大きい。しかし、交通事故による「見極め運転講習」については、18年度の途中でうやむやになってしまった。結果、交通事故の事例を見た時、「見極め運転講習」ができていれば防げたかもしれない事故があったのではないかと推察する。今後の「見極め運転講習」の基準及び実施について再検討し、19年度から運用できるようにしたい。
- (2) 18年度も事例検討やスタッフ会、リーダー研・新任研、さらには主任研も組み入れた。また、各種養成講座の開催、実習生の受け入れについても積極的に取り組んでいる。出発は、当事者のくらしに向き合い、想像し、改善を図る職場のOJTである。日々の記録はもとより、研修の実施記録や各事業所の業務の実施記録や行事の企画書等の記録等々、記録は次への改善を図るため、次の担当者への引き継ぎのためのものであり、記録は様々な要素を含みくれんどの財産でもある。この財産はしっかり残し、将来のために改善を図りたい。スタッフの勤務等を見た時、研修の日程や内容は検討する必要がある。特に、制度の学習や業務内容を深めるための学習も必要である。
- (3) 利用者ニーズは膨らみ、それに伴い新規事業も増えている。また、スタッフもすでに100名を超えた。離職率は他事業所に比べれば低いとはいえ、現場を支えるポテンシャル、モチベーションの内実、多忙化対策を再度、それぞれの事業所や法人全体において事業内容や組織体制等見直す必要がある。

4. 財務／事業設備

- (1) 18年度、グループホーム「ホームかぶかぶ」が開所し、「地域生活支援拠点事業」「居住支援法人」等も基本的な整備は終えた。しかし、第2・第3のグループホームを望む待機者がいる現実の中で、地域での暮らしを支える物件の取得は必要となる。また、法人車両は老朽化がすすみ、18年、2台の法人車両を入れ替えし、1台の寄贈を受けた。今後も次の法人車両の購入を見据え、19年度中には中長期的な財務計画を練らなければならない。

(2) 18 年度は、助成金によりあそび場のスペースブロック（助成金で約 50 万）を購入し、法人車 1 台（企業からの寄贈 200 万。5 月に納車予定）の寄贈が決まったが、今後も寄付金や助成金の応募等による資金集めをすすめる必要がある。

2018年度 事業報告書
(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

特定非営利活動法人 地域ネットくれんど

1 事業の成果

※別紙 I 「2018年度 事業報告」 参照

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額 (単位：円)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者自立支援法、社会福祉法に基づく障害福祉サービス事業	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 短期入所生活介護 就労継続B型 就労移行支援 就労定着支援 計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援 日中一時支援 移動支援 共同生活援助 自立生活援助	年中	呉市安浦町、呉市川尻町、東広島市黒瀬町、東広島市安芸津町など	約105人	約205人	
介護保険法、老人福祉法、後期高齢者医療制度に基づく高齢者福祉の対象サービス事業	訪問介護 総合事業訪問介護	年中	呉市安浦町、呉市川尻町、東広島市黒瀬町、東広島市安芸津町など	約30人	約4人	
福祉系各種従業者、有償運送運転者養成事業	同行援護従業者養成研修 行動援護従業者養成研修 福祉有償運送運転者講習会	不定期	法人の所有する研修室内など	約5人	約100人	
身体障害者福祉法に基づく障害者福祉の対象サービス事業		年中	呉市安浦町、呉市川尻町、東広島市黒瀬町、東広島	約105人	約205人	

			市安芸津町など		
知的障害者福祉法に基づく障害者福祉の対象サービス事業		年中	呉市安浦町、呉市川尻町、東広島市黒瀬町、東広島市安芸津町など	約105人	約205人
精神保健福祉法に基づく障害者福祉の対象サービス事業		年中	呉市安浦町、呉市川尻町、東広島市黒瀬町、東広島市安芸津町など	約105人	約205人
児童福祉法に基づく障害児福祉の対象サービス事業	放課後等デイサービス 障害児相談支援 保育所等訪問支援	年中	呉市安浦町、呉市川尻町、東広島市黒瀬町、東広島市安芸津町など	約15人	約35人
福祉・人権・教育に関する権利擁護活動	障害者の自立生活を実現する会 生活と教育を考える会 不登校相談 就学・就労相談	随時	法人の所有する研修室内など	約5人	
福祉・人権・教育に関する情報の提供事業	緊急時支援・地域定着支援 当事者モデル・家族ピア支援	年中	呉市安浦町、呉市川尻町、東広島市黒瀬町、東広島市安芸津町など	約5人	約10人
障害者、高齢者及び社会的ハンディをもつ人（不登校・ひきこもり・ホームレス・触法等）の自立支援、就労支援に関する事業	自立・地域生活支援（セルフグループ支援、年金の範囲で暮らせるパーソナルアシスタント・共同シェア住宅・グループホームの実現、保健福祉ネットワークの推進、不登校・ホームレス・触法障害者の支援）	随時	呉市安浦町、呉市川尻町、東広島市黒瀬町、東広島市安芸津町など	約20人	約10人

障害者、高齢者及び社会的ハンディをもつ人の政策に関する提言事業、支援者養成事業	障害者自立支援協議会 安浦・川尻福祉保健療育ネットワーク会議	月1回程度	呉市安浦町など	約4人	
地域コミュニティ、まちづくりの推進（施設の貸し出し、行政施設の運営委託等）に関する事業	安浦まちづくり協議会 ハロウィンパーティー ふれあいクッキング ファルコンズ（小学生ドッジボール教室） 手話サークル 遊び場（地域の親子が遊べる場の提供） 各種地域イベント参加	随時	呉市安浦町など	約105人	約1000人
ファミリーサポート（子育て支援・相談、絵本・カレンダー等の出版）事業	家族会 語る会（障害をもつ子の保護者会） アンパンマンの会（川尻町地域活動）	月1回程度	呉市安浦町、呉市川尻町など	約3人	約30人
コミュニティカフェ、リサイクルネット（生ごみ→堆肥づくり、有機野菜作り、バザー等でのリサイクル、自然との共生）事業	カフェール（コミュニティカフェ） BROTO（パンと雑貨の店） 豆ナ茶屋（地域食堂）	年中	安浦町	約30人	年間延べ売上人数、約23,000人
一般旅客自動車運送事業	介護タクシー	年中	呉市安浦町、呉市川尻町、東広島市黒瀬町、東広島市安芸津町など	約1人	約1人
					333, 664, 959

注1 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載してください。

2 2の(1)については事業毎に事業名、事業内容、実施日時、実施場所、従事者の人数、受益対象者の範囲及び人数並びに支出額をそれぞれ記載してください。

2018年度 特定非営利活動に係る事業会計 活動計算書


2018年4月1日から2019年3月31日まで

特定非営利活動法人 地域ネットくれんど
(金額単位：円)

勘定科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	300,000	
賛助会員受取会費	3,000	303,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	2,008,000	
資産受贈益	0	2,008,000
3. 受取助成金		
受取助成金	0	
受取補助金	505,978	505,978
4. 事業収益		
居宅・重度・行動・同行支援事業	62,270,102	
移動支援事業	4,392,732	
短期入所事業	37,709,968	
日中一時支援事業	9,561,050	
放課後デイ・保育所等訪問事業	41,816,104	
ジョハニ 生活介護・就労継続B事業	71,338,695	
カンパネラ 生活介護・就労継続B事業等	59,799,368	
一般・特定・児童相談事業	15,103,851	
介護保険事業	517,689	
共同生活支援事業	8,398,933	310,908,492
5. その他収益		
かふえーる(ランチ)	595,380	
かふえーる(弁当)	5,910,397	
養成研修事業	2,272,400	
BROTO	8,440,846	
豆ナ茶屋	12,889,147	
その他の事業収入	12,770,426	
処遇改善金	26,670,353	
利用者負担金収入	12,657,777	
受取利息収入	313	
その他補助	16,095	82,223,134
経常収益計		395,948,604
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	217,900,879	
工賃	10,395,332	
法定福利費	26,348,306	
福利厚生費	1,248,113	
人件費計	255,892,630	
(2) その他事業経費		
通信費	2,190,712	
水道光熱費	6,881,231	
旅費交通費	297,521	
研修費	1,923,891	
広告宣伝費	70,784	
消耗品費	21,797,036	
業務委託費	984,364	
新聞図書費	78,174	
修繕費	4,971,448	
地代家賃	2,873,024	
講師謝礼費	0	
車両燃料費	5,266,792	
ガス燃料費	1,097,227	
保険料	1,508,925	
租税公課	7,273,268	
リース料	3,064,341	
支払手数料	1,369,828	
会議費	359,843	
減価償却費	11,121,335	
支払利息	1,190,529	
退職給付費用	2,450,488	
雑費	1,001,569	
その他事業経費計	77,772,329	
事業費計		333,664,959
2. 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	31,128,697	
法定福利費	3,764,044	
福利厚生費	178,301	
人件費計	35,071,042	
(2) その他管理経費		
通信費	254,279	
水道光熱費	798,714	
旅費交通費	34,534	
研修費	223,309	
その他の諸経費	7,736,197	
その他管理経費計	9,047,033	
管理費計		44,118,075
経常費用計		377,783,034
III 経常外収益		
固定資産売却益		0
過年度損益修正益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
固定資産除去・売却損		0
災害損失		0
過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
当期収支差額		18,165,570
当期正味財産増減額		18,165,570
前期繰越正味財産額		118,548,275
次期繰越正味財産額		136,713,845

2018年度の会計の
監査をした結果、
領収書、会計簿、
預金通帳ともに
正確に処理されて
いることを認めます。

2019.5.17

11) 上正 

※ その他の事業は実施を規定していません。

2018年度 特定非営利活動に係る事業会計 貸借対照表

2019年3月31日現在

特定非営利活動法人 地域ネットくれんど
(金額単位：円)

全事業所

勘定科目	金 額	
I 資産の部		
1.流動資産		
小口現金	440,000	
普通預金	39,880,654	
定期積金	24,000,000	
未収金	58,697,309	
立替金	0	
流動資産合計		123,017,963
2.固定資産		
(1)有形固定資産		
土地	52,113,244	
建物	78,716,118	
建物附属設備	36,525,992	
構築物	2,853,569	
車両運搬具	956,513	
什器備品	1,535,955	
有形固定資産計	172,701,391	
(2)無形固定資産		
ソフトウェア	0	
無形固定資産計	0	
(3)投資その他の資産		
敷金	618,000	
投資その他の資産計	618,000	
固定資産合計		173,319,391
資産の部 合計		296,337,354
II 負債の部		
1.流動負債		
(1)未払金		
給料	36,106,443	
社会保険料	5,748,998	
その他補助	7,597,508	
未払金計	49,452,949	
(2)短期借入金	10,000,000	
(3)預り金		
所得税	583,796	
住民税	445,100	
健康保険料	0	
雇用保険	0	
その他補助	33,000	
預り金計	1,061,896	
流動負債計		60,514,845
2.固定負債		
長期借入金	99,108,664	
固定負債計		99,108,664
負債の部 合計		159,623,509
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産		118,548,275
当期正味財産増減額		18,165,570
正味財産の部 合計		136,713,845
負債・正味財産合計		296,337,354

2018年度 特定非営利活動に係る事業会計 財産目録

2019年3月31日現在

特定非営利活動法人 地域ネットくれんど

全事業所

(金額単位：円)

勘定科目	金 額	
I 資産の部		
1.流動資産		
小口現金	440,000	
普通預金	39,880,654	
定期預金	24,000,000	
未収金	58,697,309	
立替金	0	
流動資産合計		123,017,963
2.固定資産		
(1)有形固定資産		
土地	52,113,244	
建物	78,716,118	
建物附属設備	36,525,992	
構築物	2,853,569	
車両運搬具	956,513	
什器備品	1,535,955	
有形固定資産計	172,701,391	
(2)無形固定資産		
ソフトウェア	0	
無形固定資産計	0	
(3)投資その他の資産		
敷金	618,000	
投資その他の資産計	618,000	
固定資産合計		173,319,391
資産の部合計		296,337,354
II 負債の部		
1.流動負債		
(1)未払金		
給料	36,106,443	
社会保険料	5,748,998	
その他補助	7,597,508	
未払金計	49,452,949	
(2)短期借入金	10,000,000	
(3)預り金		
所得税	583,796	
住民税	445,100	
健康保険料	0	
雇用保険	0	
その他補助	33,000	
預り金計	1,061,896	
流動負債計		60,514,845
2.固定負債		
長期借入金	99,108,664	
固定負債計		99,108,664
負債の部合計		159,623,509
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産		118,548,275
当期正味財産増減額		18,165,570
正味財産		136,713,845